

桐生市創業支援等事業計画

創業前または創業後5年未満の個人が、6つの支援機関（桐生市インキュベーションオフィス、桐生商工会議所、桐生市新里商工会、桐生市黒保根商工会、桐生信用金庫、NPO法人キッズバレイ）のいずれかで、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につくような支援（特定創業支援）をおおむね1か月以上継続して受けることで、株式・合名・合資・合同会社設立時の登録免許税減免や創業関連保証枠の拡大などの特典が受けられます。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582・584）へ。

中小企業人材養成事業 研修費用助成

中小企業の経営者や従業員が、市の認定した研修機関の研修を受講した場合、研修費用の一部を助成します。

助成額＝対象経費の50パーセントで、1事業所につき原則年間5万円まで※講師を招いて研修を行う場合、加算措置あり

申し込み＝事前に産業政策課へ連絡のうえ、研修開始の10日前までに、申請用紙に必要事項を記入し、直接市役所3階産業政策課へ。申請用紙は、同課と市ホームページにあります。

問い合わせは、産業政策課工業労政係（☎内線564）へ。

制度融資を ご利用ください

市では、中小企業者や起業を目指す人などを支援するため、長期で低金利、固定金利の融資を設けています。

さらに、群馬県信用保証協会の保証を要する制度において、保証料の補助を行い、事業者の負担を軽減しています。また、勤労者向けの融資制度も取り扱っておりますので、ぜひご利用ください。

申し込み＝農業協同組合とゆうちょ銀行を除く、市内およびみどり市大間々町などの制度融資取扱金融機関へ。

詳しいことは、取扱金融機関にある「制度融資のご案内」をご覧ください。産業政策課商業・金融係（☎内線583）へお問い合わせください。

起業・企業を 応援します



空き店舗活用型 新店舗開設・創業促進事業補助金

中心市街地などの空き店舗を改修し出店する人に、改修工事費の一部を補助します。

補助金額

- ①：中心市街地内（本町一、六丁目、錦町、末広町など）に新店舗開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大100万円
- ②：①の区域外に新店舗を開

設する場合、対象経費の2分の1以内で最大50万円

③：①の区域内に事業所を開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大20万円

※このほかに、市ホームページの「中心市街地空き店舗情報」に掲載している店舗に出店した場合は10万円、市外からの転入者については10万円の加算を受けられる場合があります

対象要件

- ・個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記をおくもの
- ・市税などを滞納していないこと
- ・地域の支援機関や金融機関の経営指導を受け、継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すると認められるもの
- ・平成32年3月末までに開業できるもの
- ・1階において主たる営業を行い、原則として週5日以上営業するもの（夜間営業のみ

でないこと）
・①の場合のみ、出店地域の商店街団体に加入すること
対象経費は店舗の改修に支払った工事費のうち、市内業者に発注したもの※工事費とは、内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調工事、電気工事などの費用

申し込みは改修工事を行う前に、必要書類を添えて市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。
問い合わせは、産業政策課商業・金融係（☎内線563）へ。

インキュベーションオフィスで 起業を応援

インキュベーションオフィス（創業者入居支援施設）は、起業に関心のある人や新たな分野の事業化を目指す人を支援するためのビジネス拠点で、貸しオフィスと専門家による経営支援を行っています。

経営相談

す、電話、高速インターネット回線を完備し、すぐに仕事を始めることができます。

専門家による経営支援として、起業や事業化など、ビジネスに関する相談に応じています。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582・584）へ。

入居者募集

貸しオフィスには、机や椅子

次のような相談がある人は、ぜひご利用ください。

- ・ 起業に関心がある
- ・ 新しく事業を始めたい
- ・ 事業が思うように進まない

新技術・新製品開発補助

新技術や新製品の開発に取り組む中小企業者に対して開発費の一部を補助します。開発要素がないものや、量産用設備の導入を目的としたものは対象外です。

対象＝市内に主たる事業所を有する中小企業者
採択件数＝4件程度※申請内容について、現地調査を含めた審査を行い採択します。

補助額＝上限額80万円※企業負担金が20万円以上必要

申し込み＝5月10日（金）までに、申請用紙に必要な事項を記入のうえ、直接市役所3階産業政策課へ。申請用紙は産業政策課と市ホームページにあります。

問い合わせは、産業政策課工業労政係（☎内線565）へ。



「桐生市製造業ガイド」掲載企業を募集

市内で製造業を営む企業の情報発信するため、市ホームページに「桐生市製造業ガイド」を掲載しています。企業別のページを作成し、企業名や業種・加工分野から検索できます。また、所有する自社ホームページへ、一定の基準の範囲内でリンクを設定できます。

対象＝市内に事業所を置き、製造業を営む企業とその関連業種
申し込み＝申請用紙に必要な事項を記入のうえ、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。
問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582）へ。

新規取引先開拓支援事業

企業の新たな取引先の開拓を支援するため、補助を行います。

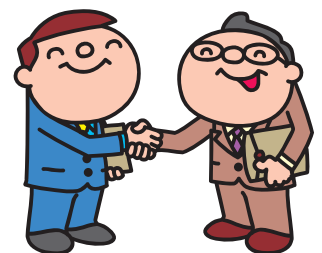
対象＝市内に主要な事業所を置く製造業を営む中小企業者（予算の範囲内で先着順）

申し込み＝対象となる展示会の出展前かつ出展小間料の支払い前に、申請用紙に必要な事項を記入のうえ、展示会の概要資料を添えて、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

●展示会等出展補助

対象展示会＝県外展示会（一般公開でないもの、販売を主目的とするもの、国や県などから出展補助を受けている場合は対象外）

補助額＝国内展示会の場合、従業員6人未満の企業は出展小間料の2分の1（上限額20万円）で、従業員6人以上の企業は出展小間料の2分の1（上限額15万円）です。海外展示会の場合、出展小間料・装飾費・輸送費の2分の1（上限額40万円）です。



問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582）へ。